

宿泊施設のバリアフリー化を支援します！

～宿泊施設バリアフリー化支援補助金の募集開始～

東京都及び(公財)東京観光財団は、障害者や高齢者等の観光客やビジネス客など、誰もが円滑に宿泊施設を利用できる環境を整備するため、バリアフリー化に取り組む事業者に対し、施設整備等に要する経費を補助しています。この度、令和8年度の申請受付を開始いたします。この機会にぜひご活用ください！

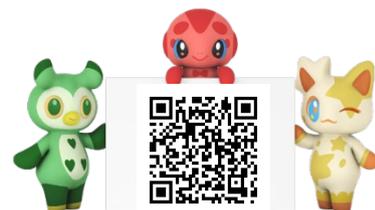
募集の概要

- 1 補助対象者 「2 補助対象施設」を運営する宿泊事業者
- 2 補助対象施設 都内の宿泊施設
- 3 対象経費・補助率等 (※ 建築物バリアフリー条例(以下「条例」)に基づく新設に伴う設置義務部分は対象外)

補助対象経費		延床面積 1,000 m ² 未満		延床面積 1,000 m ² 以上	
		補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
① 施設整備 (※1)		4/5	3,000万円 (6,000万円)	2/3	2,500万円 (5,000万円)
② 客室整備 (※2)	・15 m ² 未満の条例に定める一般客室の整備	3/4	4,000万円 (8,000万円)	2/3	3,500万円 (7,000万円)
	・15 m ² 以上の条例に定める一般客室 or 車椅子使用者用客室の整備	4/5	4,200万円 (8,400万円)	3/4	4,000万円 (8,000万円)
	・車椅子使用者用客室の整備で客室 出入口の有効幅を90 cmとする場合	9/10	4,800万円 (9,600万円)	4/5	4,200万円 (8,400万円)
③ 備品購入		4/5	320万円	2/3	270万円
④ 実施設計 (※(1)or(2)と同時申請の場合のみ対象)		4/5	100万円	2/3	90万円
⑤ コンサルティング		2/3	100万円	2/3	100万円

- ※1 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合は、括弧内の補助上限額まで支援
 ① 敷地内の通路、② 出入口、③ 廊下等、④ 階段、⑤ 階段に代わり or これに併設する傾斜路、
 ⑥ エレベーター、⑦ 特殊な構造 or 使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧ 駐車場
- ※2 客室を6室以上(改修前を基に判断)バリアフリー化する場合は、括弧内の補助上限額まで支援

- 4 募集期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
 ※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。
- 5 申請方法 申請書類や手続き等は、(公財)東京観光財団ホームページに
 令和8年4月1日以降、掲載いたします。
 (<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free/>)



【問い合わせ先】

<事業全般について> 産業労働局 観光部 受入環境課 代表番号 03-5000-7326

<申請方法等について> (公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463